指導者に関する規則 新旧対照表(案)

現行	改定(案)	備考
指導者に関する規則	指導者に関する規則	
(ライセンスの失効)	(ライセンスの失効)	
第25条 以下の場合、登録が抹消されライセンスが取り消される。	第25条 以下の場合、登録が抹消されライセンスが取り消される。	
(1) 第14条に定める登録抹消手続きがあったとき	(1) 第14条に定める登録抹消手続きがあったとき	
(2) 本則第21条2項5号の指導が行われたとき	(2) 本則第21条2項5号の指導が行われたとき	
2 以下の場合、登録が更新されず、ライセンスは取り消される。	2 以下の場合、登録が更新されず、 <u>第9条第1項の登録有効期間満了日をもってライセンスは失効する</u> 。	
(1) 第9条第1項の登録有効期間満了日までに登録料を納付 しないとき	(1) 第9条第1項の登録有効期間満了日までに <mark>翌年分の</mark> 登録 料を納付しないとき	
(2) 第18条2項のリフレッシュポイント獲得期限内に所定 のポイントを獲得できなかったとき	(2) 第18条2項のリフレッシュポイント獲得期限内に所定 のポイントを獲得できなかったとき	
(ライセンスの復活)	(ライセンスの復活)	
第26条 やむを得ない理由により、前条第2項各号に該当し、登録が更新されず、ライセンスが取り消された場合であっても、以下の各号所定の要件を満たした場合には、登録が更新されたものとみなし、ライセンスが復活することとする。その場合、みなし更新された登録の有効期間は、みなし更新前の登録の有効期間満了日の翌日から1年間とする。	第26条 前条第2項各号に該当したためライセンスが失効した場合において、以下の各号所定の要件を満たすときは、 <u>失効日の翌日に遡って登録が更新されたものとみなし、ライセンスが復活することとする。</u>	
(1) 前条第2項第1号の場合	(1) 前条第2項第1号の場合	
第9条第1項の登録有効期間満了日から6ヶ月以内に登 録料を納付すること。	第9条第1項の登録有効期間満了日から第18条第2項 各号所定のリフレッシュポイント獲得期間の最終日まで に、未納分の登録料(未納期間が複数年に亘る場合は当該 年数分)及び本協会が別途定める手数料を一括で納付する こと。但し、第9条第1項の登録有効期間満了日から6ヶ 月以内に未納分の登録料を納付する場合、当該手数料は免 除される。	
(2) 前条2項2号の場合	(2) 前条2項2号の場合	

第18条第2項各号所定のリフレッシュポイント獲得期間の最終日から6ヶ月以内に不足分のリフレッシュポイントを獲得すること。なお、この場合においては、次期のリフレッシュポイント獲得期間内に獲得しなければならないポイントは、第18条第2項に定めるポイントに10を加算し、これには獲得済みの上記不足分のリフレッシュポイント数は含まないものとする。	第18条第2項各号所定のリフレッシュポイント獲得期間の最終日から6ヶ月以内に不足分のリフレッシュポイントを獲得すること。なお、この場合においては、次期のリフレッシュポイント獲得期間内に獲得しなければならないポイントは、第18条第2項に定めるポイントに10を加算し、これには獲得済みの上記不足分のリフレッシュポイント数は含まないものとする。
(ライセンスの再認定)	(ライセンスの再認定)
第27条 やむを得ない理由により、第25条第2項に該当し、登録が更新されず、ライセンスが取り消された場合であっても、下記に基づきライセンスの再認定を受けることができる。	第27条 やむを得ない理由により、第25条第2項第2号に該当 したためライセンスが失効した場合において、本協会は、次の 条件を全て満たすときはライセンスの再認定を行う。この場 合、再認定された登録の有効期間は、本協会が再認定した後の 翌奇数月1日から1年とする。
(1) 本協会は、次の条件を全て満たす場合について、ライセンスの再認定を行う。	
① 病気や怪我、介護、出産などの理由により、登録を更新することができずライセンスが取り消された場合において、診断書などの当該理由に係る証明書を提示できる場合病気や怪我、介護、出産などの理由により、登録を更新することができずライセンスが取り消された場合において、診断書などの当該理由に係る証明書を提示できる場合	(1) 第18条第2項のリフレッシュポイント獲得期限内に所定のポイントを獲得できなかった理由が病気や怪我、介護、出産などによるものであり、かつ医療機関、公的機関が発行する証明書など、当該理由を証明する書類を提示できること
② 登録有効期間を過ぎて4年以内の者である場合	(2) <u>再認定を申請した日がリフレッシュポイント獲得期間の</u> <u>最終日から</u> 4年以内であること
③ 本協会がその者にライセンスを再認定することが特に 必要と認める場合	(3) 本協会がその者にライセンスを再認定することが特に必 要と認める場合
④ 本協会の定める研修を受ける場合	(4) <u>登録料および本協会が別途定める手数料を支払い、</u> 指定 の研修を受けること
(2) 本協会は、前号の条件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、ライセンスの再認定を認めない	2 本協会は、前号の条件を満たす場合であっても、次のいずれ かに該当する場合には、ライセンスの再認定を認めない
① 本人の意思に基づいて第14条に定める登録抹消手続きがなされた場合	(1) 本人の意思に基づいて第14条に定める登録抹消手続 きがなされた場合
② 第21条第2項第5号により、ライセンス失効となっ た場合	(2) 第21条第2項第5号により、ライセンス失効となっ た場合
③ 過去にライセンスの再認定を行ったことがある場合	(3) 過去にライセンスの再認定を行ったことがある場合

(3)本条第1号の条件を満たさない場合又は本条第2号に該 当する場合であっても、本協会が特に認めた場合には、ラ イセンスの再認定を認める場合がある。	3 本条第1号の条件を満たさない場合又は本条第2号に該当する場合であっても、本協会が特に認めた場合には、ライセンスの再認定を認める場合がある。	
	2019年7月11日	